

統計委員会部会設置内規

平成 19 年 10 月 5 日
統 計 委 員 会 決 定

改正 平成 19 年 10 月 29 日
改正 平成 20 年 11 月 10 日
改正 平成 21 年 1 月 19 日
改正 平成 21 年 3 月 9 日
改正 平成 22 年 5 月 21 日
改正 平成 26 年 8 月 5 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができることとする。

名 称	所 掌 事 务
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項

(注) ただし、委員長は、部会の審議状況等に応じて、産業統計部会及びサービス統計・企業統計部会との間で審議を付託する部会を変更することができる。

各部会が担当する基幹統計

部会名	基幹統計	
1 国民経済計算部会	国民経済計算	産業連関表
2 人口・社会統計部会	住宅・土地統計 医療施設統計 患者統計 社会教育統計 全国消費実態統計 国勢統計 人口動態統計 毎月勤労統計 学校基本統計 学校保健統計 労働力統計	家計統計 学校教員統計 地方公務員給与実態統計 民間給与実態統計 就業構造基本統計 船員労働統計 賃金構造基本統計 社会生活基本統計 国民生活基礎統計 生命表 社会保障費用統計
3 産業統計部会	薬事工業生産動態統計 工業統計 経済産業省生産動態統計 ガス事業生産動態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 造船造機統計 鉄道車両等生産動態統計 農林業構造統計 牛乳乳製品統計	作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計 建築着工統計 建設工事統計 鉱工業指数
4 サービス統計・企業統計部会	経済構造統計 小売物価統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 法人企業統計 商業統計 石油製品需給動態統計	商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省企業活動基本統計 港湾統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計